

PCB廃棄物を保管又はPCB含有製品を使用している事業者の皆さんへ

1 PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物とは

トランス、コンデンサ、安定器（一般家庭用の蛍光灯には使用されていません。）、感圧複写紙（ノーカーボン紙）、ウエス、油、汚泥などのうち、PCBを含むもの、又は付着しているもの、あるいはPCBそのものをいいます。

平成5年までに製造された機器には、PCBが含まれている可能性があります。（機器にPCBが含まれているかどうかは、製造者へお問い合わせください。）

2 PCB廃棄物の処分

PCB廃棄物を保管している事業者は、平成39年3月31日までにPCB廃棄物を自ら処分するか、若しくは処分を他人に委託しなければなりません。

なお、国では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「PCB処理計画」という。）を定め、次のとおりPCB廃棄物の処理期限を設定しておりますので、必ず処理していただきますようお願いいたします。

※高濃度PCB廃棄物（トランス・コンデンサ）については、処分期間が終了しました。

| | 処分期間 | 計画的処理完了期限 |
|-----------------------|------------|------------|
| 高濃度PCB廃棄物(トランス・コンデンサ) | 平成30年3月31日 | 平成31年3月31日 |
| 高濃度PCB廃棄物(安定器・汚染物) | 平成33年3月31日 | 平成34年3月31日 |
| 低濃度PCB廃棄物 | 平成39年3月31日 | |

3 保管、処分及び使用の状況等の届出

PCB特別措置法により、PCB廃棄物を保管又は使用している事業者は、前年度の保管状況等について、毎年度6月30日までに事業所を管轄する保健所へ届出をしていただく必要があります。

4 保管事業場の変更届

事業者は、PCB廃棄物を保管する事業場に変更があったときは、その変更があった日から**10日以内**に、届出書を当該変更の直前の事業場の所在地を管轄する都道府県知事及び変更後の事業場について、所在地を管轄する都道府県知事に提出してください。

但し、高濃度PCB廃棄物に関しては、高濃度PCB廃棄物の種類に応じて決められた同一区域以外への保管場所変更については、事前に環境大臣の確認を受ける必要があります。

5 承継の届出

事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、その事業者の地位を継承するものとされています。地位を継承した者は、その継承があった日から**30日以内**に、事業所を管轄する保健所へ届出をてください。

6 譲り渡し及び譲り受けの制限について

原則として、何人も、環境省令で定める場合のほか、PCB廃棄物を譲り渡し又は譲り受けてはならないこととされています。

7 罰則について

| 違反の内容 | 罰則の内容 |
|--|-------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・改善命令に対し改善措置を行わなかった者・PCB廃棄物を譲り渡し又は譲り受けた者 | 3年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金(法第24条) |
| <ul style="list-style-type: none">・保管等の届出を行わなかった者・高濃度PCB廃棄物の保管場所を届出無しに変更した者 | 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(法第25条) |
| <ul style="list-style-type: none">・承継の届出を行わなかった者・報告の徴収に対し虚偽の報告等を行った者・立入検査に対し妨害等を行った者 | 30万円以下の罰金(法第26条) |